

別表第三十四号(第136条第2項第2号関係)

一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等

注1 一般放送の業務に用いる電気通信設備を、法第136条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用、保守等の業務(以下この表において「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

注2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。